## による差押動産

# 期間入れにて公

## 機索とは?

税金を納期限内に納付せず滞納となった場合、国税徴収法第 142 条に

基づき家宅捜索を行い、家具・家電・金属等の動産を差押えます。

## ◆期間入札とは?

町税の滞納処分として、捜索を執行し差し押さえた動産を公売により期間入札などの方法により 換価し、滞納税に充当します。本町は捜索により差押えた動産を期間入札により下記とのとおり公売 いたします。

### 【入札期間】

平成30年3月12日(月)~3月16日(金) 9時~17時

【入札場所】 桂川町役場

#### 【参加資格・費用】

どなたでも参加することができます。ただし、国税 徴収法第92条および第108条に該当する方は参加 できません。参加費は無料です。

## 入札から売却までの流れ

税務課窓口(3番窓口)にて 月12日月~3月16日金 ご希望の物品番号・金額・住所 氏名・電話番号を記入します。

※最低見積価格以上、 記入漏れのないように お願いいたします。

9 時~

桂川町役場1F住民相談室にて改札

10 時

3月19日间

3月23日金

売却決定。落札者に電話連絡いたします。

17時までに代金納付。

納付場所は桂川町役場税務課(3番窓口)

※代金・印鑑・本人確認書類を必ず持参ください。



代金納付後に物品を引き渡します。







▲出品予定動産の一部です。 - 覧表は桂川町 H P 又は税務課でご確認ください。

#### 【注意事項】

- ・公売前に滞納税が完納となった場合には公売を中止します。
- 電化製品等は、動作や品質を保証するものではありません。
- ・ブランド名、作者名および陶磁器の名称などの記載は本物 であることを保証するものではありません。
- ・出品物は未使用であっても中古扱いとします。経年劣化や 汚れ、傷などがある物品もあります。
- 落札者となった場合は、返品やキャンセルはできません。
- ・物品の発送はしません。桂川町役場で引き渡します。

【問合先】税務課 収納係 ☎65・1076 詳しくはインターネットで

桂川町期間入札動産公売